

道志村に転入された方へ

道志村に住み始めた日から 14 日以内に、下記の必要なものを添えて道志村役場（住民健康課）で転入手続きをして下さい。

転入手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 転出証明書（転入届の特例を受ける方は、住民基本台帳カードまたは個人番号カード） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（通知カードまたは個人番号カード）※転入される方全員分 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証 など）
	※代理人が届出をする場合、委任状が必要です。事前に転入先市区町村へお問い合わせ下さい。

住民登録（転入手続き）が済んだ方は、下記の対象となる制度等または転入前の市区町村で利用していた制度等の継続利用や申請手続きを行って下さい。詳細は、各担当課に確認して下さい。

また、各種補助金・助成金制度もありますので、対象になる方や世帯は各種制度の担当課に確認し、申請して下さい。

対応窓口	総務課 ☎0554-52-2111	住民健康課 ☎0554-52-2113	産業振興課 ☎0554-52-2114	ふるさと創生推進室 ☎0554-52-2114	教育委員会 ☎0554-52-1020
対象となる制度・サービス	<input type="checkbox"/> 消防署への居所情報 <input type="checkbox"/> 告知端末（テレビ電話） <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc 以下）	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 妊婦・乳幼児医療・予防接種 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> ひとり親医療助成 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 保育所入所 <input type="checkbox"/> 障害手帳	<input type="checkbox"/> ゴミの出し方 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 定住応援補助 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅家賃補助	<input type="checkbox"/> 村外通勤支援 <input type="checkbox"/> 移住定住奨励助成	<input type="checkbox"/> 小中学校転学手続き <input type="checkbox"/> 各種就学助成金（入学祝金） （児童生徒就学援助費） （特別支援教育就学奨励費） （高等学校等就学助成）

↓↓ 裏面も確認して下さい ↓↓

確認して下さい、あなたが対象になるかもしれません！

道志村に住民登録をした方や世帯で下記の補助や助成の対象になる方は、申請することにより補助や助成を受けることができます。

産業振興課 (☎0554-52-2114)

★定住応援補助

45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども(中学生以下の者。)がいる世帯、又は35歳以下の方は、下記の要件を満たすことを条件に住宅に関する補助金の交付が受けられます。

- 1 住宅の新築、増築又は改築
- 2 既存住宅等の取得
- 3 上記の事業を行なうに際して、借り入れた資金の利子補給

※ 1・2の事業を実施し、事業費が50万円以上であることを条件に、補助率は1/2以内とし、補助金の限度額は200万円とする。

※ 3の利子補給については、融資の金額が500万円以上で償還期間が10年以上の融資を受けることを条件に、借入利率の1/2以内で利子補給限度額30万円(年額)までを、3年間補助。

※ 期間については、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとなります。

★民間賃貸住宅家賃補助

45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども(中学生以下の者。)がいる世帯、又は35歳以下の方は、下記の要件を満たすことを条件に民間賃貸住宅家賃補助金の交付が受けられます。

- 1 3年以上継続して村内に居住し、世帯員が全員本村に住所を有すること。
- 2 戸建住宅においては50平方メートル以上、共同住宅においては40平方メートル以上であること。
- 3 家賃が3万円以上の賃貸住宅を借りた場合、家賃の1/2以内で補助金の限度月額額は2万円とし、単身者の場合は15,000円とする。

※ 期間については、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとなります。

ふるさと創生推進室 (☎0554-52-2114)

★村外通勤支援

対象者：40歳未満
助成額：月5,000円

★移住定住奨励助成

対象者：世帯主40歳未満
助成額：1回50,000円 (十子供1人あたり10,000円上乗せ)

※詳細は、各担当課に確認して下さい。